

【運用変更】都計法・宅造法に係る事前協議書について

確認申請に添付する事前協議書におきまして、「都市計画法」及び「宅地造成及び特定盛土等規制法」へ該当する場合、これまでは申請前に所管（開発審査係）からのコメントをお願いしておりました。

今回、令和7年4月（予定）からの開発審査係の運用変更を受け、事前協議書におきましてはコメントの代わりに「個別協議様式（写）」を添付頂くこととなりますので、お知らせします。

確認申請の申請者様及び代理者様におかれましては、ご対応よろしくお願いいたします。

■変更前

第1号様式（第2条関係）
事前協議書
最終改訂 令和 6 年 4 月 1 日

令和 年 月 日
建築主： 設計者：

◎適用がある項目については、適用欄にチェック（☑）を行い、協議担当課と事前協議を行って下さい
◎許可等の要否の欄には、協議担当課にチェックをもらうか、協議担当課に確認の上チェックを行って下さい
◎コメント等欄には、協議担当課の協議印又は許可証等の添付が必要です

◆建築基準関係規定（※太枠内記入（適用欄にチェック（☑）））

No.	適用	項 目	関係法令	条文	協議担当課	許可等の要否
1	☐	市街化区域内の1,000㎡以上の開発行為及び市街化調整区域内の開発行為 コメント等	都市計画法	29、42 35の2-1	建築指導課 開発審査係	許可 ☐ 要 ・ ☐ 不要
2	☐	市街化調整区域内の建築 コメント等	都市計画法	42、43-1、41-2	建築指導課 開発審査係	許可 ☐ 要 ・ ☐ 不要
3	☐	宅地造成等工事規制区域内及び特定盛土等規制区域内の造成等 コメント等	宅地造成及び特定盛土等規制法	12-1、16-1、30-1、35-1	建築指導課 開発審査係	許可 ☐ 要 ・ ☐ 不要
4	☐	都市計画施設内の建築許可を添付したもの	都市計画法	53-1	都市政策課 都市計画係	許可 ☐ 要 ・ ☐ 不要
5	☐	住宅用建築物の建築許可を添付したもの	住宅法	20	建築指導課	☐ 提出 ・ ☐ 不要

事前協議書

No.1～No.3 において
開発審査係のコメント

■変更後（令和7年4月（予定）より）

個別協議様式

確認申請へ(写)の添付

※協議方法や様式については、開発審査係へ
お尋ねください。